平成22年３月１日

各　　位

会 社 名　株　式　会　社　大　戸　屋
代表者名　代表取締役社長　三　森　久　実
（ＪＡＳＤＡＱ・コード番号２７０５）
問合せ先
役職・氏名　取締役経営企画部長　濵　田　寛　明
電　　話　０３－５２０６－７５００

新株式発行並びに株式売出しに関するお知らせ

当社は、平成22年３月１日開催の当社取締役会において、新株式発行並びに当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

１.本資金調達の目的

当社グループは、「家庭食の代行業」として、心のこもった美味しい料理をお値打ち価格で提供するため、セントラルキッチンを持たない、店内調理にこだわった定食チェーンとして成長して参りました。国内においては、直営既存店舗の収益性改善に重点を置く一方、フランチャイズ事業の強化拡充を図るため、フランチャイズの加盟者の募集に取り組み、海外においては、タイ王国、台湾、香港における店舗展開を進めるとともに、インドネシア共和国、シンガポール共和国においてフランチャイズ事業を開始するなど、成長著しいアジアマーケットに特化して事業を展開して参りました。また、食の安全・安心に対する消費者ニーズに応えるべく、植物工場（室内における水耕栽培施設で、葉物野菜を生産するための工場）「大戸屋 GREEN ROOM」で生産された無農薬野菜を、一部の店舗で提供するなど、店内調理に加え、食材による付加価値の提供に取り組んでおります。

当社グループは、国内外の景況感の悪化による消費者の低価格志向が鮮明化する一方、昨今の食にかかわる事件や事故等により、食品の安全性への関心が高まっている状況下、素材にこだわりをもち、安全・安心でかつお値打ち感の高い商品をより多くのお客様に提供することによって、さらなる成長を目指しております。

今回の公募増資により、①国内直営店舗の新規出店及び既存店の改装を行い、収益力向上・ブランド力向上を図り、国内営業基盤をより強固なものにするとともに、②タイ王国及びシンガポール共和国における植物工場の新設によって、安全・安心な野菜食材を海外店舗においても提供し、食材の差別化による「大戸屋ブランド」を確立し、競合他社との差別化戦略を推し進め、③ベトナムにおける事業展開を図るための合弁会社を設立し、海外事業を拡大して参ります。また、資本増強による財務体質の一層の強化を図り、不透明な経済環境に左右されない強固な財務基盤を確立して参ります。

２．公募による新株式発行（一般募集）

（１）	募集株式の種類及び数	当社普通株式　600,000株
（２）	払込金額の決定方法	日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成22年３月９日(火)から平成22年３月12日(金)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。
（３）	増加する資本金及び資本準備金の額	増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じた

ご注意：この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

ときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

（４） 募　集　方　法　　一般募集とし、三菱ＵＦＪ証券株式会社（以下「引受人」という。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（１円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。

（５） 引 受 人 の 対 価　　引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。

（６） 申　込　期　間　　発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の２営業日後の日まで。

（７） 払　込　期　日　　平成 22 年３月 16 日(火)から平成 22 年３月 19 日(金)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の５営業日後の日とする。

（８） 申 込 株 数 単 位　　100 株

（９） 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本公募による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 三森久実に一任する。

(10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

３．当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）

（１） 売出株式の種類及び数　　当社普通株式　　100,000 株

（２） 売出人及び売出株式数　　三森 久実　　100,000 株

（３） 売　出　価　格　　日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（１円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
なお、一般募集における発行価格(募集価格)と同一とする。

（４） 売　出　方　法　　三菱ＵＦＪ証券株式会社（以下「売出しにおける引受人」という。）に全株式を買取引受けさせる。
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から売出しにおける引受人より売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。
なお、引受価額は一般募集における払込金額と同一とする。

（５） 申　込　期　間　　一般募集における申込期間と同一とする。

（６） 受　渡　期　日　　一般募集における払込期日の翌営業日とする。

（７） 申 込 株 数 単 位　　100 株

（８） 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 三森久実に一任する。

（９） 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。なお、一般募集が中止となる場合、本売出しも中止する。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

４．当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記＜ご参考＞１．を参照のこと。）

（１）	売出株式の種類及び数	当社普通株式　100,000株 なお、売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。
（２）	売出人及び売出株式数	三菱ＵＦＪ証券株式会社　100,000株
（３）	売出価格	未定（発行価格等決定日に決定する。なお、引受人の買取引受けによる売出しにおける売出価格と同一とする。）
（４）	売出方法	一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの需要状況を勘案した上で、三菱ＵＦＪ証券株式会社が当社株主から 100,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
（５）	申込期間	引受人の買取引受けによる売出しにおける申込期間と同一とする。
（６）	受渡期日	引受人の買取引受けによる売出しにおける受渡期日と同一とする。
（７）	申込株数単位	100株

（８）　売出価格、その他本オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 三森久実に一任する。

（９）　前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。なお、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しが中止となる場合、本オーバーアロットメントによる売出しも中止する。

５．第三者割当による新株式発行（後記＜ご参考＞１．を参照のこと。）

（１）	募集株式の種類及び数	当社普通株式　100,000株
（２）	払込金額の決定方法	発行価格等決定日に決定する。なお、一般募集における払込金額と同一とする。
（３）	増加する資本金及び資本準備金の額	増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
（４）	割当先	三菱ＵＦＪ証券株式会社
（５）	申込期間（申込期日）	平成22年３月26日(金)
（６）	払込期日	平成22年３月29日(月)
（７）	申込株数単位	100株

（８）　上記（５）に記載の申込期間(申込期日)内に申込みのない株式については、発行を打切るものとする。

（９）　払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 三森久実に一任する。

(10)　前記各号については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出している。また、前記各号については、本第三者割当による新株式発行の発行価額の総額が１億円以上となる場合、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。なお、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しが中止となる場合、本第三者割当による新株式発行も中止する。

以　上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

＜ご参考＞

１．オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「４.当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「２．公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集及び「３．当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の引受人の買取引受けによる売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの主幹事会社である三菱ＵＦＪ証券株式会社が当社株主から 100,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、100,000 株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、三菱ＵＦＪ証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返還に必要な株式を三菱ＵＦＪ証券株式会社に取得させるために、当社は平成 22 年３月１日(月)開催の取締役会において、三菱ＵＦＪ証券株式会社を割当先とする当社普通株式 100,000 株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を、平成 22 年３月 29 日(月)を払込期日として行うことを決議しております。

また、三菱ＵＦＪ証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成 22 年３月 23 日(火)までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返還を目的として、株式会社ジャスダック証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。三菱ＵＦＪ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、三菱ＵＦＪ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、三菱ＵＦＪ証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、三菱ＵＦＪ証券株式会社は、本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得した株式数を限度として減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、三菱ＵＦＪ証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがって三菱ＵＦＪ証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社ジャスダック証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

２．今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

（１）	現在の発行済株式総数	5,100,000 株	（平成 22 年３月１日現在）
（２）	公募増資による増加株式数	600,000 株	
（３）	公募増資後の発行済株式総数	5,700,000 株	
（４）	第三者割当増資による増加株式数	100,000 株	（注）
（５）	第三者割当増資後の発行済株式総数	5,800,000 株	（注）

（注） 前記「５．第三者割当による新株式発行」の募集株式数の全株に対し三菱ＵＦＪ証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

３．調達資金の使途

（１）今回の調達資金の使途

今回の公募増資による手取概算額 526,970,000 円については、一般募集と同日付をもって取締役会で決議された本件第三者割当増資の手取概算額上限 88,595,000 円と合わせ、手取概算額合計上限 615,565,000 円について、30 百万円をベトナムにおける合弁会社設立資金として平成 22 年３月末日までに、170 百万円を当社における国内外の植物工場（室内における水耕栽培施設であり、葉物野菜を自社生産し当社店舗で使用いたします。）の設備投資資金として平成 23 年３月期中に充当し、残額については、国内店舗の新規出店費用及び改装費用として平成 23 年３月期中に充当する予定であります。なお、当社の重要な設備の新設等の計画については、平成 22 年３月１日現在以下のとおりとなっております。

会社名	事業所名（所在地）	事業の種類別セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定		増加客席数
				総額（千円）	既支払額（千円）		着手	完了	
提出会社	大戸屋 GREEN ROOM 第二工場（山梨県山梨市）	飲食事業及びフランチャイズ事業	土地及び植物工場	180,000	54,223	自己資金及び借入金	平成 21 年６月	平成 23 年３月	―
	大戸屋 GREEN ROOM 第一工場（山梨県山梨市）	飲食事業及びフランチャイズ事業	植物工場	30,000	―	増資資金	平成 22 年３月	平成 22 年３月	―
	新規営業店舗新設 15 店舗	飲食事業	店舗設備	375,000	―	増資資金及び自己資金	平成 22 年４月	平成 23 年３月	未定
	既存営業店舗全面改装５店舗	飲食事業	店舗設備	75,000	―	増資資金及び自己資金	平成 22 年４月	平成 23 年３月	―
	既存営業店舗部分改装 10 店舗	飲食事業	店舗設備	50,000	―	増資資金及び自己資金	平成 22 年４月	平成 23 年３月	―
BETAGRO OOTOYA (THAILAND) CO., LTD.	大戸屋 GREEN ROOM タイ工場（タイ王国）	飲食事業	植物工場	80,000	―	増資資金	平成 22 年４月	平成 22 年 10 月	―
OOTOYA ASIA PACIFIC PTE. LTD.	大戸屋 GREEN ROOM シンガポール工場（シンガポール共和国）	飲食事業	植物工場	60,000	―	増資資金	平成 22 年 10 月	平成 23 年３月	―

（注）上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

（２）前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

（３）業績に与える見通し

今回の新株式発行による調達資金は、海外における合弁会社設立、国内外の植物工場の建設及び国内の新規出店及び改装費用に充当することを予定しており、当社グループの中長期的な業績の向上に資するものと考えております。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

４．株主への利益配分等

（１）利益配分に関する基本方針

当社は、株主への利益還元を重要な経営課題の１つと認識しており、収益力の向上及び財務体質の改善を以って安定した経営基盤を構築しつつ、株主の皆様に対し長期的、かつ安定的な配当及び利益還元を行うことを基本方針としております。この方針に基づき、業績に応じ、配当性向を考慮した利益配当額を決定するとともに、将来の更なる事業展開を目的とした投資活動のための内部留保額を決定しております。

（２）配当決定にあたっての考え方

当社の剰余金の配当は、期末配当の年１回を基本的な方針としており、期末配当の決定機関は株主総会であります。また、当社は中間配当を行うことができる旨を定めており、中間配当の決定機関は取締役会であります。

（３）内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、店舗の新設及び改装等、将来の利益に貢献する投資資金に充てると同時に、より一層の企業体質の強化及び今後の事業活動の充実並びに拡充に活用する所存であります。

（４）その他

該当事項はありません。

（５）過去３決算期間の配当状況等

	平成 19 年３月期	平成 20 年３月期	平成 21 年３月期
１株当たり当期純利益（連結）	65.80 円	41.11 円	5.30 円
１株当たり年間配当金 （内 1 株当たり中間配当金）	20 円 （－円）	20 円 （－円）	20 円 （－円）
実績配当性向（連結）	30.4%	48.6%	377.3%
自己資本当期純利益率（連結）	18.2%	10.4%	1.4%
純資産配当率（連結）	5.6%	5.1%	5.1%

（注）１．自己資本当期純利益率は、当該決算期間の連結当期純利益を連結貸借対照表の自己資本（期首自己資本と期末自己資本の平均）で除した数値であります。

２.純資産配当率は、当該決算期の普通株式に係る１株当たりの年間配当金を１株当たり連結純資産(期首１株当たり連結純資産と期末１株当たり連結純資産の平均）で除した数値であります。

５．その他

（１）配分先の指定

該当事項はありません。

（２）潜在株式による希薄化情報

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法第 280 条ノ 20 及び旧商法第 280 条ノ 21 の規定に基づき新株予約権を発行する方法によるものです。なお、今回の増資後の発行済株式総数の上限（前記＜ご参考＞２．（注）を参照のこと）に対する下記の新株式発行予定残数の比率は 1.8%となる見込みです。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

ストックオプションの状況(平成 22 年２月 28 日現在)

株主総会決議日	新株予約権の目的となる株式の数（残数）	行使時の払込金額	行使期間
平成 14 年６月 27 日	106,000 株	1,530 円	平成 16 年８月１日から 平成 24 年６月 26 日まで

（３）過去３年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

① エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

② 過去３決算期間及び直前の株価等の推移

	平成 19 年３月期	平成 20 年３月期	平成 21 年３月期	平成 22 年３月期
始値	1,464 円	1,337 円	1,102 円	947 円
高値	1,544 円	1,338 円	1,110 円	1,044 円
安値	1,191 円	1,092 円	720 円	946 円
終値	1,338 円	1,102 円	946 円	1,025 円
株価収益率	20.33 倍	26.81 倍	178.49 倍	―

（注）１．平成 22 年３月期の株価については、平成 22 年２月 26 日現在で表示しております。

２．株価収益率は、当該決算期末の株価（終値）を当該決算期間の１株当たり当期純利益（連結）で除した数値であります。

（４）ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関連して、当社株主である三森 久実は、三菱ＵＦＪ証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日から起算して 180 日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、三菱ＵＦＪ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の譲渡、貸出し等（ただし、引受人の買取引受けによる売出し等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は三菱ＵＦＪ証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、三菱ＵＦＪ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、譲渡、当社普通株式に転換可能もしくは交換可能な有価証券もしくは当社普通株式を取得する権利を有する有価証券の発行または譲渡等（ただし、一般募集、本件第三者割当増資、株式分割による当社普通株式の発行並びにストックオプションの行使による当社普通株式の発行または譲渡等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、三菱ＵＦＪ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以　上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。